

2020年3月17日、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「シュローダー」）の下記ファンドの基準価額が、前営業日比5%以上下落しましたので、お知らせいたします。

■ 基準価額が前営業日比5%以上下落したファンド

（2020年3月17日基準）

ファンド名	基準価額	前営業日比	前営業日比騰落率
シュローダー・ユーロ株式ファンド 為替リスク軽減型	7,064円	-881円	-11.09%
シュローダー・ユーロ株式ファンド 為替ヘッジなし	6,502円	-796円	-10.91%
シュローダー・ユーロ株式ファンド 米ドル投資型	6,762円	-870円	-11.40%
シュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替リスク軽減型 愛称：ユーロの匠	6,507円	-811円	-11.08%
シュローダー・ユーロ・エクイティ・ファンド 為替ヘッジなし 愛称：ユーロの匠	5,695円	-698円	-10.92%
シュローダー・エマージング中小型株式ファンド	7,065円	-580円	-7.59%
シュローダー B R I C s 株式ファンド	5,833円	-491円	-7.76%
シュローダー・エマージング株式ファンド （3ヵ月決算型）	7,594円	-591円	-7.22%
シュローダー・エマージング株式ファンド （1年決算型）	9,416円	-739円	-7.28%
シュローダー・中東／北アフリカ・ファンド 愛称：M E N A（ミーナ）	7,760円	-672円	-7.97%
シュローダー・ラテンアメリカ株投資	4,333円	-687円	-13.69%
シュローダー D C アクティブ外国株式 愛称：D C アクティブ外国株式	16,302円	-1,779円	-9.84%

■ 市場データ

(2020年3月16日基準)

マーケット指標	前営業日比騰落率
MSCI World指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-9.50%
MSCI Kokusai指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-10.23%
MSCI EMU指数(税引後配当込、ユーロベース)	-5.78%
MSCI Emerging Markets指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-6.50%
MSCI Emerging Markets Latin America指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-13.71%
MSCI BRIC指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-7.20%
MSCI Emerging Markets Small Cap指数 (税引後配当込、米ドルベース)	-6.77%
MSCI GCC Countries指数(税引後配当込、米ドルベース)	-5.71%

(2020年3月17日基準)

マーケット指標	前営業日比騰落率
米ドル/円	-0.29%
ユーロ/円	+0.11%

■ 基準価額の主な下落要因

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、米連邦準備制度理事会(FRB)は政策金利を1.0%引き下げ0-0.25%とし、その他にも日本や韓国、ニュージーランド、オーストラリアが利下げや流動性供給プランの発表を行ったものの、経済への影響に対する懸念を払拭することができず、3月16日の株式市場は下落しました。中国や米国で軟調な経済指標が出たこと等も重しとなりました。また、欧州において、スペインやフランスが移動規制を実施したことも材料視されました。

以上

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動します。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

投資信託にご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 購入時手数料： 上限3.85%（税込）
投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に直接ご負担いただく費用です。投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金手数料」等がかかる場合もあります。
- 信託財産留保額： 上限0.7%
投資家が投資信託をご換金する際等に直接ご負担いただく費用です。
- 運用管理費用（信託報酬）： 上限年率2.20%（税込）
投資家はその投資信託を保有する期間に応じた間接的にご負担いただく費用です。
- その他の費用・手数料： 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。ただし、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記の費用の合計額については、投資家の皆様が投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に表示することができません。詳細は投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認ください。

お申込みに際してのご注意等

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。上記に記載している費用料率等に関しては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち投資家の皆様に負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

本資料は、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「弊社」といいます。）が設定した投資信託に関する商品説明資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息が保証されている商品ではありません。投資信託は、預金または保険契約ではなく、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。投資信託は、銀行等登録金融機関でお申込みいただいた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。お申し込みの際は、**販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。**本資料は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されておりますが、弊社はその内容の正確性あるいは完全性について、これを保証するものではありません。本資料中に記載されたシュローダーの見解は、策定時点で知りうる範囲内の妥当な前提に基づく所見や展望を示すものであり、将来の動向や予測の実現を保証するものではありません。市場環境やその他の状況等によって将来予告なく変更する場合があります。シュローダー/Schrodersとは、シュローダーplcおよびシュローダー・グループに属する同社の子会社および関連会社等を意味します。本資料を弊社の許諾なく複製、転用、配布することを禁じます。

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行なう場合、約定代金に対して最大 1.26500%（但し、最低 2,750 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大 0.99000%の国内取次手数料（税込）に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動（裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます）による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行なうにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行なうことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行なわれていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 / 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会